

鹿屋市畜産環境センター利用農家個別処理施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市畜産環境センター利用農家個別処理施設整備事業補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第49号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令和6年度」を「令和7年度」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。